

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳(六)

——一八七一年九月より一八七二年一月までの記録——

岩 村 等

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年七月一七日水曜日

チュン・ヒン

八一ドル六二セントの約束手形訴訟

ウィリアム・ホウルズ

一方的に、被告は、衡平法にもとづいて弁護することを許可するよう申し入れ、裁判所に八一ドル六二セントを預ける。

裁判所による許可が下り、一九日金曜日午前一〇時ちょうどの審問に対し訴状が提出されるべしと指示された。原告に告知されねばならない。

凡例

資料

(1) (10)
(11) (24)
(25) (42)
(26) (43)
(27) (57)
(28) (63)
(29) (82)(以上第一五号)
(以上第一六号)
(以上第一九号)
(以上第二〇号)
(以上第二一号)
(以上本号)チュン・ヒン
対
ウィリアム・ホウルズ

署名 H・S・ヴィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

資料

一八七二年七月一八日本曜日

チュン・ヒン

対

ウイリアム・ハウルズ

原告は出廷し、八一ドル六二セントを受領すること、日本人商人和助に三五両二分を支払うこと、および法廷費用四ドルを支払うことに同意したので、同一の金額がこれらの条件の下で支払われるべしと命令された。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(70) バプティスト・レイモンド対ヘンリー・ベン(一)

Na 52

女王陛下の地方裁判所 兵庫

一八七二年七月一九日金曜日

バブティスト・レイモンド 原告は、売却し引き渡した商品の代金として八七ドル六六セントを請求する。

ベン(一) 被告は、訴の提起以前に、支払うことによつて原告の請求に応じ弁済したと主張する。

ベン(一) バブティスト・レイモンドは正式に宣誓して陳述した。ベン氏は、一八七一年二月一四日に宿泊のために私のところへやつてきた。ベン氏の助手であるヤング(Young)氏も同時にやつてきた。彼らは、四月二一日まで泊り続けた。ベン氏は、その時の一時として、彼自身とジョニイ氏との両方の支払いをした。ベン氏とジョニイ氏の宿泊料として、私に支払われるべき八七ドル六六セントが残つている。私は、幾度もベン氏に問い合わせた。彼は、金を持っていない、間もなく支払おうと言つた。彼は、私に支払わなければならぬことを否定はしなかつた。

ベン(一) ベン(一)——被告——による反対尋問。私は、あなたに勘定書を渡さなかつた。しかし、すべての事項は掛け売り通帳に記載されている。掛け売り帳は、私の支配人によつて記帳されている。

署名 B・レイモンド

被告が勘定書の内容に疑いをはさみ、勘定書が詳細を吟味するためには法廷に示される必要があると思われる所以、この訴状の審問は、原告が被告に勘定書の詳細を与え、被告がそれをその日までに十分吟味できるように、七月三〇日火曜日午後二時まで延期することが命ぜられた。

七月三〇日火曜日午後二時

署名 H · S · ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(7) 女王対ウイリアム・アレキサンダー・トンプソン

ン

女王陛下の地方裁判所 兵庫

一八七二年七月二三日火曜日

No. 19 刑事

女王
対

神戸における通行
妨害

署名 ジョセフ・コリングズ

ヘンリー・マイルズは、正式に宣誓して陳述した。私は、被告の住居を知っている。そこは貸馬屋である。私は、街の名前を知らない。私は、家の外に汚物で一杯の馬おりがあるのを見た。私は、そのことについて被告に話した。彼は、馬おりがそこに二年間ある、地主がそこにおいた、それを動かしたのは地主である、馬糞を処理する他の方法を見つけよう、ということ

馬おりが道路上にあるのを見た。その道路は公道であった。私は、七月一九日の正午にそれを見た。被告は、貸馬屋を經營している。

被告による反対尋問。馬おりは馬糞で一杯だった。馬おり

は、家屋沿いに公道に出ていた。そのようなことを何回も私は見た。私は、それを撤去するようにあなたに注意しなかつた。

私は、馬小屋について領事館で苦情があることを聞いた。確かに、私は、馬おりに覆いがかけられていても、馬糞が妨害であると考える。あなたの馬おりには覆いがかけられてはいなかつた。私は、馬おりから道路上に馬糞が出ているのは見なかつた。私は、その馬おりがいつ撤去されたか記憶にない。私は、そこを月曜日に通つた。私は、馬おりがあるのを見なかつた。

それは昨日のことである。

267

ウイリアム・アレキサンダー・トンプソン

被告は、無罪を主張した。

ジョセフ・コリングズは、正式に宣誓して陳述した。私は、浜町の被告の家を知っている。私は、浜

町の被告の家を知っている。私は、馬糞が後ろの戸口で一杯の

料

を話した。彼は、馬糞を処理する方法が一つだけあるが、ごみ船がそ

うだ、けれども日本人がごみ船に馬糞を積み込むことを許してくれない、と言った。このことは、私がホール氏の命令

でトンプソンのところへ行つたときのことである。私は、トンプソンに、イギリス領事が、日本人が領事館に苦情を言つてきて、できるかぎり早くトンプソンが移転するようになり要請してき

たということを彼に伝えによこしたのだと言つた。手紙は一切持つていかなかつた。私は、彼に口頭で伝えた。このことは、五、六週間前のことであつた。

被告による反対尋問。私がホール氏の伝言をもつていつたときには、あなたは寝ていた。あなたは、私にそれに対し出席することができないと言つた。先週の土曜日に、あなたは私に、だれかに馬糞を持っていかせるように一週間努力してきた、ごみ船は週に一回しか来ないと言つた。

署名 ヘンリー・マイルズ

金沢政安、少属、警察署長（日本人）。私は被告を知つてゐる。私は、彼の浜町の家を知つてゐる。それは馬小屋である。

戸口の側で、私は馬糞で一杯の箱を見た。一度、私は被告に話題をかけた。私は、通訳と一緒に二度行つたが、被告とは一回だけ会つただけである。この通訳は私に一度随行したが、私が彼

告に会つた時に、私に随行した通訳は別の者である。

署名 少属 金沢政安

これで告発の弁論を終了した。

被告は、その馬おりが何ら妨害物とはなつていないと主張した。さらに、日本政府役人の許可のもとに馬おりが三年半前からそこに置かれており、馬糞が道路にまき散らないようにしていたと主張した。

樽屋庄助。私は、被告の家のある土地の地主である。その馬おりは、四年前の辰の年に設置された。それは、汚物が道路にあふれ出ないよう設置された。それは、わずかな障害であった。それは、私の土地の境界を越えてわずかに道路に出ている。馬おり全体は道路上に出ていた。私と隣人との土地には境界石があった。境界石は、道路上にも、私の土地の上にもなかったのであって、それらの間にあつたのである。あなたは、私に、馬おりを除去するようにあなたが命令をうけたので、馬おりは撤去しなければならないと言つた。それがいつであつたかは記憶にない。

署名 樽屋庄助

由藏は、眞実を語るように正式に警告をうけ、陳述した。私は被告の別当である。しばらく前に、あなたは、私に外に馬糞

を一切置かないようにと命じたが、今では全くにも置かれて

いない。あなたは馬おりを空っぽにして、馬糞を馬小屋の中に入れた。あなたは、人夫を雇つて馬糞を撤去させるように私に命じた。私は、雇うべき人夫がないとあなたに言った。

署名 由藏

ヘンリー・マイルズは再喚問された。馬おりが置かれていた道路は公道であった。

署名 H・マイルズ

Na
41

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年七月二七日土曜日

G・ドモニイ商会のもとで商売に従事する
ジョージ・ドモニイとアルフレッド・プラマ

対

ジエームズ・ハーディ

本訴訟において、被告は、汚物で一杯の馬おりを置くことによつて公道妨害の罪で告発されている。馬おりが設置されたいた場所が公道であることには何ら疑いのないところである。また、馬おりは被告の要請でそこに置かれていた。しかしながら、馬おりは撤去されているようであり、馬おりを二度と再びそこに置かないし、彼が責任をもつていてる限り、使用人に汚物を家の外へ出させないと、被告は確約しているので、私は、名目的な罰金を課すことによって裁判の目的は達成されると信ずる。

判決

私は、告発について被告が有罪であると判定し、被告に、一ドルの罰金と、訴訟費用一ドル五〇セントをあわせて支払うこ

とを命ずる。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事兼領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(72) G・ドモニイ商会のもとで商売に従事するG・

ドモニイとアルフレッド・プラマ対ジエームズ
・ハーディ(二)

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

署名 B・レイモンド

たから飲物についても、食物についても伝票(チット)を受け取らなかつた。

判事

兵庫大阪英國領事館の印

本判決は原告の申請にもとづき作成された。

(73) パブティスト・レイモンド対ヘンリー・ベン(二)

No. 52

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年七月三〇日火曜日

パブティスト・レイモンド

対

ヘンリー・ベン

一八七二年七月一九日以来延期されていた。

パブティスト・レイモンドは、ハーバート・A・スティープ

ンスを通じて、正式に宣誓して陳述した。法廷に示して、これが、私がベン氏に与えた勘定書である。私は、ベン氏から八〇両を決して受け取っていない。私は、宿泊料として半額のみを請求するということを取り決めたことは全くない。私は、あな

これで原告のための陳述を終了する。

私は債務はない。私は、六ないし七ドルの金額を書いた伝票(チット)を原告に渡した。私は、レイモンド氏と我々の宿泊料が半額になると取り決めた。私が彼に支払った最後の金額は八〇両であった。私が伝票を与えたのは別の人である。私は、ヤング氏の宿泊料も支払わなければならない。

署名 H・ベン

評 決

本訴訟において、ホテル経営者である原告は、被告を相手取り被告自身とヤングと呼ばれる人物との宿泊料の支払いを求めて訴を提起した。被告は、ヤングの宿泊料の支払い責任は認め

たが、飲料については認めなかつた。勘定書では、宿泊料は一括して月につき三五ドルが請求されているが、食事はその都度別々に請求されている。私は、月に三五ドルとして全体日数としては一五七ドル五〇セントになることを考慮する。私は、宿泊料として四一ドルを認める。しかし、私は、飲料については

一切認めない。被告によつて支払われたと私が確信する一五〇ドルを控除し、被告は、残金を支払わねばならない。

判決

それゆえ、私は、被告が四八ドル五〇セントと訴訟費用三ドルとを一週間以内に支払うべしと命ずる。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英國領事館の印

(74) 長谷川（日本政府大蔵省書記）対フランク・フィッシャー

No. 51

女王陛下の地方裁判所 兵庫

一八七二年七月三一日水曜日

長谷川（日本政府大蔵省書記）
原告は、被告によつて一一七ドルの小切手が振り出され、支払われていないと主張する。

被告は、小切手を失い、原告がそれを支払い期限が過ぎたも

のとみなしたと主張する。

被告は、小切手を失い、原告がそれをよく考えずに拾つたと主張する。

原告は代理人の新野少属が出廷し、被告は本人が出廷した。小切手が示され、被告は、それが彼によつて振り出され、支払われてはいないことを認める。

立証責任は被告側にあるので、被告から始めた。

フランク・フィッシャー、被告、は正式に宣誓して陳述した。その小切手を振り出した記憶がない。私は、同一の当事者——弁次郎に数回小切手を振り出した。その小切手の日付から九日後に、私は、牛の代金として九二二ドルの小切手を弁次郎に振り出した。それから、私は、横浜へ一回の船便で一〇頭から二三頭の牛を船積みするのが普通である。九二二ドルという小切手の金額は、約三七頭になる二回の船便を内容としている。一一七ドルのこの小切手は私によつて振り出されたが、弁次郎には支払われなかつた。私は、その金額がそのあとの小切手に含まれており、私の一綴の小切手帳（証拠B）の中ではそれが取り消しとなつてゐるのを見たので最初の小切手を破ることを忘れたと想定することによってのみ、その小切手が存在することを説明することができる。私は、小切手の綴りを示すも

のである。

平野助之の通訳による原告側からの反対尋問をうけて被告は陳述する。

以前小切手綴を提出するように要請されたとき、私は、小切手帳を失ったと信じていると言った。私は、小切手帳が盗まれたとは言わなかつた。小切手が私のもとに持つてこられたときには、私は、私の家を売り払つたときそれを破つたと考えていた。私は小切手を搜しており、見つけることができなかつたが、再び捜してそれを見つめたのである。私は、小切手帳を発見したあとで、印を無効にしなかつた。小切手がいつ提示されたか言えないが、多分振り出されてから二、三日後のことである。そのときは小切手は必要ではなかつた。小切手帳は私の所有物であり、希望すれば書きかえることができたのである。最初あなたが私に話しかけてきた時には、私は、小切手が盗まれたにちがいないと言つた。権知事が私に領事館であつた時、私は小切手帳を持っていなかつたので、私はそれを失つてしまつたとは自信をもつて言えなかつた。同一の金額の現金を失つたのであれば、確かに私はその金額を覚えていたはずだが、そのとき、私は小切手を置き忘れたのであって、それを失つたことを知らなかつたのである。小切手がなくなつたことをそのとき

知らなかつたので、私は、新聞を注意して見なかつたのである。小切手綴に無効の印をつけたときに、私は、いつものようにな銀行に連絡しなかつた。私は過失を認めなければならない、さもなければ今日ここに小切手はないであろう。しかし、私が無効の印をつけたときに、私は何かおかしいということを考えねばならなかつた。私は仕事の上で帳簿をつけていない。私は覚えをつけていただけであった。

法廷に対して。現在問題となつていてる小切手の日付は一八七〇年一月一九日である。その小切手が支払いを求めて差し出されたということを最初に聞いたのは、今年の三月だつたと思う。現在、私は作成した覚えを一切持つていない。

署名 フランク・フィッシャー

これで被告のための陳述を終了する。

弁次郎、小野新田の牛卸商、は眞実を語るように正式に警告され、平野助之の通訳のもとで陳述した。私はフィッシャー氏はヨーロッパ語の文書がわからないので、この小切手を確認することはできない。小切手を受け取つたときには、私は、中國人か日本人の銀行へそれを持つていった。私は、受け取つた小

切手の総額を覚えていない。私は、何回も小切手を、中国人だけでなく日本人の銀行へも持っていました。私は帳簿を持っていらない。正確には、私の帳簿はこの前の台風でぼろぼろになつたと言えよう。私は、フィッシャー氏からどれぐらいの数の小切手を受け取ったか言うことはできない。約九〇日前に、フィッシャー氏は、牛の購入に関して私のところへやってきた。彼は、はじめて神戸にきたときに二一七ドルの小切手を振り出しし、大阪の役人がそれに関してやつてきたが、三年も前のことなので全く何もかも忘れてしまつたと言つた。そのとき、私は、「まことにその通りだ」というようなことをフィッシャー氏に一切言わなかつた。約六〇日後に、フィッシャー氏は、私の帳簿から私がこのような小切手を手に入れたかどうかわからなかつたと、私に尋ねた。私は、フィッシャー氏に台風で帳簿が消失したので帳簿が一切ないと言つた。しかし、一セントにつき半分を政府に支払わねばならない五厘銀について説明する他の帳簿があると私は言つた。その帳簿は、牛を売買する会社にある。フィッシャー氏は私と一緒に行ってその帳簿を見た。フィッシャー氏はその帳簿から書き抜いた。その帳簿には、牛会

手を受け取ったかと言うことはできない。約九〇日前に、フィッシャー氏は、牛の購入に関して私のところへやってきた。彼は、はじめて神戸にきたときに二一七ドルの小切手を振り出

た。というのは、彼は、のちになつて帳簿が昨年分のものであるとわかつたのである。これらの帳簿は藤田組（藤田商会）の差配方（主任）によつて記帳されている。差配方の名前は小林ジュースケである。藤田組は、牛を売る会社である。

私がフィッシャー氏の家に行つたときに、彼は、私が誰に小切手を売つたかと聞いた。彼は、小切手に私の名前を裏書きさせられたかと聞いた。私は、覚えていないと答えた。私は、二一七ドルの小切手をフィッシャー氏から受け取つたことを記憶している。私は、フィッシャー氏に覚えているとは言わなかつた。最初に私に聞いたときに、フィッシャー氏は、私に与えた二一七ドルの小切手について大阪の役人がやつてくると言つた。

原告による反対尋問。あなたは、あなたが小切手の裏にいつも名前を書くとは言わなかつたか。以前には、私は、小切手の裏に名前を書かなかつたけれども、あなたからそのことを聞いて以来ずっとそうしてきた。私は、常に小切手の裏に名前を書いているとあなたに言つたことはない。私は、そういう習慣ではないが、将来そうしようと言つたのである。私は、あなたが小切手の裏に何を書くかとは聞かなかつたのではないか。いいえ。私は、輪の中の私の名前の字のひとつを示して、このよう

に書こうと言つたのである。私は、小切手に書いたことを書き留めたが、それは私が小切手に書くつもりのことを説明したのである。私と知り合いではないその中国人が私の名前を書いてくれと頼んだのである。私を知っているものはそうはしない。日本人は私を知っているのでそのようなことは頼まない。私はあなたから取得した最初の小切手をいつ売ったかは覚えがない。ドルの現金を手渡すと聞いたので、私は、日本人か中国人の銀行へ小切手を持っていった。最初にあなたと取り引きしたときには、私には共同経営者がいた。私の共同経営者、森谷

類造が通常集金していた。時々私は小切手を使用し、また時には類造がそうした。これらのこととは決まったことではなかつた。私に支払うときには、あなたは、牛を受け取った日か、ときにはその一両日中に金を支払つた。私は、同時に二回分の支払いをよく受けたものである。通常、あなたは一週間につき一五から二〇頭を船積みした。あなたが二五頭以上を船積みしたということは聞いた覚えがない。

い。

佐七、神戸海岸通城下町の長門屋の番頭、は眞実を語ることを正式に誓約して陳述した。私は、ヨーロッパの言語がわからぬが、江戸又の名前を小切手の裏に書いた。私は、大阪造幣局に江戸又の名前が書かれている小切手を渡した。私は、銀貨と小切手とをあわせて五、〇〇〇ドルを支払つた。五、〇〇〇ドルを造幣局に持っていたのは私ではなかつた。私は、そのことを主人から聞いた。長門屋弥兵衛は大阪にいる。五、〇〇〇

証人は、権知事の命令のないまま署名することは拒否した。それゆえ、彼の名前は記されていない。

原告による反対尋問。小切手について何も覚えていないといふ

帳簿に発見しているが、その小切手がどこから来たか正確には

言えない。

署名 佐七

長門屋弥兵衛が重要な証人であることが判明したので、審問²⁸⁰は、彼が出廷できるよう一八七二年八月二日金曜日午前一〇時まで延期される。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

一八七二年八月二日金曜日

原告は代理人が出廷し、被告は本人が出廷して、審問が再開された。

長門屋弥兵衛、神戸城下町在住の商人は、平野助之の通訳に

より真実を語ることを正式に誓約し陳述した。前に私はこの小切手を見たがそれを江戸又から買った。その小切手には、江戸又の名前と二一七という数字と丸い印が押されていた。私は、それがだれの印かは覚えていない。当時、大蔵省に送付するため、私は、江戸又だけではなく他の人々から巨額のドルを購入した。私は、ドルを日本政府紙幣で購入した。(一八七一年二月七日付の小切手に関して答えて)私は、午年の一二月一八日に江戸又からこの小切手を買った。私は、明治三年(午年)一〇月から翌年一月八日までの期間の現金出納帳を提出する。

午年一二月一八日に江戸又五郎殿から受け取ったという印が九五六ドルの金額につけられているのがわかる。二一七ドルのこの小切手は、その金額に含まれていた。この小切手が私のところへ持つて来られたときには、日本語でドルの数がつけられてはいなかつた。そこで、私は、江戸又のところへそれを持つていつたが、彼の番頭がその小切手に、現在あるように、日本語で二一七ドルと書いたのである。私のところへ来たときには、九六五ドルの金額は、香港上海銀行の小切手とドルからなつていたのを覚えているが、各々の数値については思い出せない。

署名 長門屋弥兵衛

被告による反対尋問。私がドルを買ったときのレートは覚えていない。小切手を受け取ることに異議はなかつた。私は、「よろしいか」と言った。それからあなたの名前を書いた。これ以外に九六五ドルの額面の小切手はなかつた。その後、私はこのような小切手を買わなかつたが、それ以前にはあつた。翌年の一月の半ばまで、私は、江戸又から外国の通貨を買つていて。少くともそういう印象を持っている。その後私が購入した通貨の中には、中国の小切手がはいつていたかも知れない。しかしさうであつても、私は、ただちにそれを中国人に送り現金化する。というのは私は中国の小切手を好まないからである。

そのあと、なんらかの外国人の小切手が私のところへ差し出されたということについては覚えがない。時折、外へ出ているから確かにではない。それを必要とするならば、私は、外国人の小切手を買うことに異存がない。外国人の小切手を受け取ると、通常、私は、受け取る前に友人にそれらが大丈夫かと尋ねるようにしている。この件では、私はそうしなかった。というの

は、その小切手に江戸又の名前を書かせたので、彼が責任を取¹⁸³ると考えたからであった。私は、一月（すなわち翌月）一〇日頃にこの小切手を大阪に送った。江戸又は逃げたと私は聞いて

いる。私は、彼の銀行が今や開店していないと信じている。昨年の一月以後、私は、一〇〇両のことで争つてから江戸又とは一切取り引きがないし、江戸又から人がやってきて、私を口ぎ

たなくのしつた。私は、巨額の債務を残して江戸又が逃亡したと了解している。一人の外国人が私のところへやってきたので、私が彼にこの小切手を見えたところ、彼は申し分ないと言つたのである。私が江戸又にこの小切手に名前を書かせたあとのことであった。

署名 D・A・J・クロンビー

評 決

本件訴訟において、長谷川、日本帝国大蔵省書記は、二一七ドルの金額の支払いを求めてフランク・フィッシュナーを訴えた。この二一七ドルは、一八七〇年一一月一九日に香港上海銀行に対しても、フィッシュナーによつて振り出された小切手の額面であり、これは、本年初頭、銀行への提示に際し現金化を拒絶されたのである。被告は、第一に、彼が小切手を失い原告が期限経過後小切手を拾つたと申し立て、第二に、彼（被告）が小切手を失い原告がよく考えずにそれを拾つたと申し立てる。

署名 長門屋弥兵衛
署名 ヒラノ

通訳

被告は小切手の振り出しとその不払いの事實を認めたので、小切手の紛失を立証することから開始することを被告は負わねばならない。被告は、彼自身の、かつ、唯一の証人であった。誰のために小切手が振り出されたかについての被告の証言に反駁するために、弁次郎が原告によつて召喚され、彼の証言の終了にあたり、被告が小切手の紛失を立証することに失敗し、原告が約因の立証のために必要とはされないということが原告側から主張された。しかし、(チャイキンシャーの『ダイジエスドゥール(Weekly Notes)』一三卷三三頁)とで定められた規則によると私は、陪審の評決に訴えるべき証言があり、原告が約因が与えられたという証拠を望むならば、それを提示するのではなく、被告の責任であると決定するものである。原告は弁次郎が覚えているということを重く見ないものである。被告が弁次郎に与えた二一七ドルの小切手に關して大阪の役人がやつてきたということが、それを言つた被告自身の陳述に見い出されると原告は主張する。しかし、私は、日本人に対して外国人により使用される微妙な言いまわしにもとづく証言には信頼を寄せることができない。被告は弁次郎から得られる情報を求めようとしたが、小切手が振り出された年の牛の取り引きが記録されている弁次郎および事務所のすべての帳簿類はもはや存在しなかつた。被告は、覚え以外には一切帳簿をつけていた

いたけれども、捜してみると結局発見したこと、被告が問題の小切手綴に彼自らがつけた無効の記号を見い出したことである。このことと、九日後に同一人物に九二二ドルの額面の小切手を渡したという事實とから、被告は、後者の小切手が一回の取り引きとしてはあまりにも多額であると信じるので、後者の小切手が前者の小切手を含むつもりであったこと、その結果前者の小切手は破つてしまつつもりであったが忘れて、おそらく盗まれてしまつたと推測している。被告と、小切手が振り出された相手の人物である弁次郎との間には多くの取り引きがあつたし、多くの小切手が支払いに際してやりとりされてきた。それゆえ、私は、被告からこの特定の小切手を受け取ったことを弁次郎が覚えているということを重く見ないものである。被告が弁次郎に与えた二一七ドルの小切手に關して大阪の役人がやつてきたということが、それを言つた被告自身の陳述に見い出されると原告は主張する。しかし、私は、日本人に対して外国人により使用される微妙な言いまわしにもとづく証言には信頼を寄せることができない。被告は弁次郎から得られる情報を求めようとしたが、小切手が振り出された年の牛の取り引きが記録されている弁次郎および事務所のすべての帳簿類はもはや存在しなかつた。被告は、覚え以外には一切帳簿をつけていた

いし、その時の覚えは消失している。法的結論は全くさておき、今や、小切手がきわめて長期にわたって提示されなかつたということから下されうる推断に關しては、私は重要であるとは思わない。小切手が振り出された銀行が小切手の額面の金額を支払う責任を持つてゐるという誤った印象のもとで、日本人が外国人よりも長期にわたり小切手を手元に保有する習慣にあることが、クロンビー氏によつて立証された。再び、長門屋の証言から判断すると、問題の小切手が振り出された二ヵ月半ぐらゐ後に、日本人両替商の江戸又が長門屋にこの小切手を商売上与えたように思われる。しばらく前に江戸又が逃亡したことは明白であり、そのために彼は出廷しないのである。だが、被告は、そのことから江戸又が不誠実な人物であり、問題の小切手を詐欺的に受け取つたと推断したいと望んでいる。けれども、私はそのような結論を引き出されない。全体の証言から判断し、陪審員として小切手が紛失したかしなかつたかといふ問題を決定するよう求められて、私は小切手が紛失しなかつたと言ふものである。まことに、小切手が紛失したという事実は、被告が一定の事實から引き出した単なる推論にすぎないのであつて、それらの事實は十分でないと考えるものである。

このような結論に至つたので、小切手が正式に譲り受けられ

たかどうかということを決定する必要はない。原告は、小切手記載の日付より約二ヵ月半後に小切手を受け取つたという長門屋の根拠を信頼しており、小切手についてこのよろな期間が保有する上で不合理なものではないと主張されえよう。けれども、私はその点について判断を求められているとは思わない。

また、約因について決定する必要もない。その点については、長門屋は、小切手に対し日本政府紙幣を与えたと主張しております、彼の言うことと矛盾する証言は一切ない。

被告による小切手の紛失が立証されなかつたと決定するので、判決は原告を支持しなければならない。

判決

それゆえ、私は、被告が原告に對して、一一七ドルの金員と訴訟費用七ドル五〇セントを支払うべしと命令する。

署名 H · S · ウィルキンソン

判事

女王陛下の副領事にして領事代理兼

兵庫大阪英國領事館の印

(75) ウォー・チョン対ベンジャミン・ジエニングズ

女王陛下の地方裁判所 兵庫

一八七一年八月三日土曜日

ウォード・ジョン

対

ベンジャミン・ジョンソンズ

原告は、勘定残高110ドルを請求する。

(Benjamin Jennings)

被告は債務を認諾する。

被告は債務を認諾しているので、原告に対して110ドルの金員を支払うよう命ぜられる。しかし、被告が零落しているのは明らかであるので、債務が以下のようない分分割払いで支払われるべしと命ぜられるものである。すなわち

八月三一日に五ドル

九月三〇日に五ドル

一〇月三一日に五ドル

一一月三〇日に五ドル

被告の零落状態を考慮して、訴訟費用は免除するものとする。

署名 H·S·ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英國領事館の印

No. 54

(76) ハドワード・ハイズリット・ハンター対ジョン
・ウイリアム・ハート

女王陛下の地方裁判所 兵庫

一八七二年八月七日水曜日

副領事にして領事代理兼判事H·S·ウィルキンソンの前で
ジョン・カトー・ハイブル (John Catto Abell)
ライル・ホウム (Ryle Holme) } 補佐人
ハドワード・ハイズリット (Ady (Ada) ハジームズ・ペ

トン (Paton) を通じての鉄投機における提携を主張し、原告は一八二三ドル五九セントの
対
ジョン・ウィリアム・ハート } 勘定残高を請求する。

被告は、法廷に持参した五三五ドルの金額の債務を認諾するが、アダとジョームズ・ペイトンを通じての鉄投機における提携は否認する。

被告の申立にもとづき、争点が確立した。

ハドワード・ハイズリット・ハンター、原告は正式に宣誓して陳述する。

一八六九年の初頭に、被告と私とは、E·C·カービィ商会

の在庫にもないし、予期してもいない鉄投機を始めることに合意した。我々、すなわち被告と私とは、損益を分かちあうことになりました。締結された合意は、商品発注の際に作成された。

私は、E・C・カービィ商会の共同経営者ではないし、かつてそうであったということもない。さらに、共同業務を行ったことは一切ない。私の申立書で言及されている鉄の船荷がE・C

・カービィ商会に販売委託され、総売り上げ高の一〇%を手数料としてE・C・カービィ商会が受け取ることになることが、被告と私自身との間で合意された。それゆえ、このことは、船

289

荷の到着時に合意された。一八六九年一二月か一八七〇年の初頭に当地に着港したコルセア号には、私が半分を支払って半分を受け取った鉄の船荷があった。到着時にアダの送り荷に対し一、〇〇〇ドルを私が支払ったが、この一、〇〇〇ドルはほどんどインボイスの費用の半分であって、そのため私は船荷の私の持ち分の一部として一、〇〇〇ドルを受け取った。

私はジエームズ・ペイトンを通じた鉄の船荷の持ち分の半分、四二八ドル一八セントを支払った。この売上高については、私は一切受け取っていない。今や私は、この取引の私の半分の分け前と上記の残金とを請求する。

私の申立書に対する被告の答弁の中で言及されている仲裁事

実は、私と被告とのいかなる私的取り引きも、あるいはE・C・カービィ商会による委託販売によって売却されたもの以外のこれらの船荷のいかなる取り引きをも含んではいなかつた。E・C・カービィ商会と被告との間で争われた勘定の問題は、捺印金銭債務証書と仲裁裁定とにすべて含まれている。その裁定は裁判所命令となつた。

被告と私とによつて提出された手紙は、問題の取り引きに関する。私はから被告宛に書いたものであり、日付は以下の通りである。

一八七〇年一二月一二日（証拠A）

一八七二年三月三〇日（ B）

一八七二年四月八日（ C）

一八七二年五月六日（ D）

一八七二年五月二八日（ E）

一八七二年七月五日（ F）

私は、一八七〇年一二月一二日付の私の手紙で言及されている買弁の指示を提出する。

私は、被告から受け取つた二通の手紙を提出する。日付は左の通りである。

一八七二年七月三日

一八七二年七月一〇日

被告による反対尋問。問題の委託販売以前に、カービィ商会に対する寄託があった。それらは金属商品からなっていた。私はひとつしかなかったと思う。カービィ商会は、ペーミニオ号を通じて商品を受け取った。カービィ商会は、私からチューイング・エキスパンダーの委託品を受け取った。どの船によつたかは覚えていない。カービィ商会はあなたからそれ以外の委託品を一切受け取らなかつた。私は、売上高の半分の分け前を受け取り、コルセア号による船荷の費用の半分を支払つた。この船荷はあなたの命令により販売のためにE・C・カービィ商会に委託された。私は、商品指図書が本国に送付された時のいくつかの船荷の場合に共同で損益を分かちあうことに同意した。各々の場合に、私は、どのような等級と厚さの金属が送付されるべきかを提案した。カービィ商会は、ペーミニオ号による金属の委託品を確かに受け取つたが、それは他の船による船荷が注文される以前のことであつた。私は、現在問題となつてゐる取り引きと並行して、あなたと自分の責任で別の取り引きをしていた。私とあなたとのわざかな他の個人的取り引きは、最初はボーナスの二九番のこの家の建築をあなたが監督することであつた。その

(91)

他に小さな取り引きがあつたかもしない。私は、これらのエンジンの取得のためにあなたには五名を支払うこととに同意した。しかしながら、もともとは負担が一切ないという合意があつたのであるが、私は、支払われるべき金錢を得るために五%を認めたのである。同じような条件のもとでは、私なら友人のために無料でエンジンを取り寄せるだろう。商売の問題としては、私は、カービィ商会のためにも、その他の人のためにも、保証あるいは支払いなしで本国から商品を取り寄せるることはしない。私が提出する問題のエンジンについては、注文の際にあなたから四〇〇ドルを求められたと私は信じている。今問題となつてゐる二つの船荷については、私は、船が到着してから支払つた。あなたは、銀行から船荷証券を取り戻すために、投機の私の分け前にあたる額の金錢を私に求めた。私は、すべての金錢が神戸あるいはイギリスのいずれで支払われたかどうか記憶にない。これらの船荷について前もつて私が支払わなかつた理由は、あなたが私に頼まなかつたということである。私は、要求されたときに支払つた。エンジンの経費は、アダを通じての鉄の船荷よりは金額的に少ないが、ジェームズ・ペイトンによるよりも多いし、もちろん二つ一緒のときよりも少ない。私は、二つの鉄の船荷を取り寄せるあなたの手数について、手数

料を支払ったことはないし、あなたによつて手数料を請求されたこともなかつた。金属の船荷が共同勘定であつたので、私はあなたによつて手数料が請求されるべきであるとは思はない。市場の状態を知つていれば、私は、私自身の部分と、もう一人のために、契約金あるいは保証金なしで同一等級の金属商品を注文したであろう。カービィ商会のためにもそうしたであらう。市場の状態を私が知らない商品の場合には、私は契約金あるいは保証を要求する。この提携にはいったときに、私は、可能なかぎり高い利益で商品を売り、投機で大きくもうけることが私の義務であると考えた。カービィ商会の唯一の代表として、カービィ商会に委託されたら、これらの商品について最善を尽すことが私の義務であると私は考えた。委託販売のたまに私は最善を尽した。カービィ商会の支配人として、私は可能なかぎり取り引きのために最善を尽した。これらの取り引きに関するカービィ商会とあなたとの間の勘定を決定する上で遅延があつた。そのことは、最終的には仲裁によつて解決した。それによつてカービィ商会の支配人として活動する委任状により私は訴訟の弁護をした。私は、訴訟弁護のための特別の指示を受けなかつた。私は、E・C・カービィ商会の委任状を保持することが私の義務であると考えた。これらの二つの取り引き

に関連して、私は、商品が売却されたけれども代金が支払われなかつたという理由にもとづき訴訟を弁護した。それらのうちのある部分は、今に至るもいまだに代金が支払われていない。その結果、私は抗弁を断念した。私は、訴訟手続の非常に早いうちにそうしたと信ずるものである。その抗弁が撤回される前に、一人の証人が尋問された。私は、あなたの共同経営者として活動したのではなくて、その仲裁で弁論活動を行う上でカービィ商会の代理人として行動したのである。その時、私は、あなたの利益を考慮することができなかつた。私の反対にもかかわらず、私は、あなたの利益が損害をこうむつているとは考へない。そのとき、私は、船荷のために二件の金錢をあなたに支払つた。パームニオ号による商品の一部はカービィ商会にあつた。どのような形であれ、私は、直接的にも間接的にもカービィ商会と利害関係を一切持つていない。

補佐人、ホウム氏に対して。合意した時に合意の性質がなんであるかを示すべきとのよな文書もなかつたし、私が提出したこと以外には取り引きに関する文面による証拠は一切ない。

一〇%には、倉敷料と手数料とが含まれていた。関税と陸揚げ費用とは別勘定であつた。どのような場合にも、私は、船が港に到着するまで一切金錢を支払わなかつた。コルセア号の場合

には、カービィ商会は一〇%を取得した。

法廷に対して。一、〇〇〇ドルの金額と四二八ドル一八セントの金額とは、E・C・カービィ商会から被告に提出されかかる勘定書にも、また、被告からE・C・カービィ商会に提出されたいかなる勘定書にも含まれてはいなかつた。あるいは、この二つの金額は、上述の仲裁において仲裁人に提出された勘定書にも含まれてはいなかつたのである。

署名 エドワード・ヘイズリット・ハンター

これで原告のための陳述を終了する。

ウォルター・ジョン・スチーブンズ、兵庫のE・C・カービ

イ商会の簿記係は正式に宣誓して陳述した。ハンター氏は、單に俸給を得てゐるだけであつて、直接的にも間接的にもE・C・カービィ商会の利益に関係してはいない。簿記係として私は知つてゐる。

署名 ウォルター・ジョン・スチーブンズ

被告は投機の計算書を提出する。

アダによる船荷の利益が一、九二九ドル二二セントと四八ドル三二セントになり、ジエームズ・ペイトンによる船荷の利益が四一〇ドル八七セントと一〇四ドル七六セントになること、原告が被告に一八七〇年一二月一二日に一、〇〇〇ドルを、一

八七一年二月一一日に四二八ドル一八セントを与えたこと、被告が原告に一八七一年一月一三日に四八三ドルを、一八七一年三月八日に五〇〇ドルを与えたこと、上記の金額が一八七二年三月三〇日に至るまでカービィ商会によつて支払われた利息を含む利益として申し立てられていることが認められる。

法廷は、明日八月八日木曜日午後二時まで延期される。そのとき判決が与えられる。

八月八日木曜日に、法廷が再開し、以下の判決が読み上げられ、原告は出廷した。

評 決

本訴訟において、エドワード・ヘイズリット・ハンターは、一、八二三ドル五九セントの金員の支払いを求めてジョン・ウイリアム・ハートを相手取り訴を提起した。一、八二三ドル五九セントのうち一、三七八ドル四一セントは鉄の二つの船荷による利益の半分としてである。この鉄の船荷は当港に到着したことことが認められるが、一つは一八七〇年一二月にアダ号によるものであり、もう一つはジエームズ・ペイトンによつて一八七年二月にもたらされたものであり、これらの船荷は売却されてもうけが出たのである。請求の残り四五ドル一八セントは、原告により被告に対して支払われたこれらの船荷のための

金額と、被告から原告が受け取った金額との差である。

被告は、当座預金勘定の残高として後者の金額については負債を認め、原告に対して九〇ドル三〇セントになる利息とあわせて五三五ドル四八セントを貸方として与えた。この金員を、

被告は、原告の請求の完全な履行として法廷に支払い、問題の

投機の利益に関与する原告の権利を否定した。

審問において、争点は以下のようになつた。

一 原告はアダ号の船荷について提携者であったかどうか。

二 原告はジェームズ・ペイトンによる船荷について提携者であったかどうか。

三 原告がアダ号による船荷の利益にあずかる権利を得たの

であれば、彼は、以後の行為によつてその権利を喪失した
298

四 ジェームズ・ペイトンによる船荷についても右と同様であるか。

最初の二点について提示された唯一の証拠は、原告自身のもの、すなわち当事者間でやりとりされた往復書簡と、被告によって与えられた勘定計算書とであつた。原告は、船荷が共同勘定によるものとすると被告と合意したと証言し、被告によつて与えられた計算書は原告の証言を確証する。商品に対しては船

の到着時に銀行に預け入れて代金が支払われることになつていたのは明白である。一八七〇年一二月一二日に、被告は、原告から一、〇〇〇ドルを受け取り、次の日、最初の船荷の船積み書類回収のために二、〇七五ドル二四セントを銀行に支払つたことを認めている。一八七一年二月一一日には、原告から四二八ドル一八セントを受け取り、同日、第二の船荷について銀行に八五六ドル三五セントあるいは二倍の金額を支払つたことを被告は認める。最初の二点については、私は、原告と被告とが共同勘定で船荷を作ることに合意したことについて一切疑わない。

原告が彼の行動によつて結果として利益に関与する権利を喪失したという抗弁については、それを支持するものは一切ないと考えている。販売のために船荷をE・C・カービィ商会に委託したので、原告がカービィ商会の支配人として売買の計算を保留し、原告が支払いの強制のために法的手続に頼ることを必要とした、原告がカービィ商会の代理人として弁論したのであるから、結果として問題の投機における提携者としての彼の地位と矛盾する立場をとることになつたと、被告は訴える。しかしながら、被告が原告と最初に合意したときには、原告はカービィ商会の使用人だったのであって、カービィ商会が鉄の販売

にあずかるべきだと明記したのである。従つて、被告は、原告がカービィ商会に占めている地位を知つており、原告が主人に対して負つてゐる義務に先んずることを期待することができなかつたのである。

それゆえ、私は、原告が利益の半分について権利を有すると考える。総利益が二、四九三ドル七〇セントになると認められた。それゆえ、原告は一、二四六ドル八五セントについて権利を有している。

彼はまた、被告によつて認められた四四五ドル一八セントについても権利があり、総計一、六九二ドル三セントとなる。これは、被告によつて法廷に払い込まれた金額を超える。

判決

それゆえ、私は、被告が原告に対し一、六九二ドル三セントと、ならびに訴訟費用六六ドル一九セントを支払うべしと命令する。

署名 ライル・ホウム
上記に加えて、原告により支払われる訴訟費用は四ドル三〇セントである。

(7) ジョセフ・ハドソン・マグレガー対
ジョン・ヘンリー・ウェグナル(+) 女王陛下の裁判所 兵庫
Na 59 J・H・マグレガー 原告は、七月三〇日付の八月一〇日払い
J・H・マグレガードルの約束手形について一六〇ドルを請求す
Na 60 J・H・ウェグナル 対
J・H・ウェグナル(+) 告は、六月六日付の借用証書の一〇ド
ルを請求する。

被告は出廷し、一六〇ドルの請求については認諾するが、第二の請求の対象である二〇ドルの借用証書については、一六〇ドルの約束手形に二〇ドルが含まれていると主張した。被告はまた、彼がH・W・ティバーが上記一六〇ドルを支払うように取り計らう、H・W・ティバーに対する原告の保証人であると

我々は同意する。

署名 ジョン・C・エイブル

兵庫大阪英國領事館の印

一一五

料 陳述した。

判 決

一八七二年八月二三日に一六〇ドルと訴訟費用四ドルとを裁判所に払い込むことによつて、被告が二〇ドルの訴訟については抗弁しうると命令された。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英國領事館の印

(78) 三東対ウイリアム・ジョン・ピットマン

No.4 警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年八月二六日月曜日

三東

対

ウイリアム・ジョン

張する。

・ピットマン

原告は、八月二十五日に英國蒸氣船方圓丸の船上で被告が原告に暴行を働いたと主張する。

被告は、原告が最初に彼を殴ったので、被告が自衛上原告を殴つたと主張する。

原告は、八月二十五日に英國蒸氣船方圓丸の船上で被告が原告に暴行を働いたと主張する。原告は、船頭に蒸氣船に戻るよう言つたが、私は日本語がわからなかつたし、船頭も私が言つていることがわからなかつた。もうひとりの船員が私に戻るよう叫んだので、私は早速サンバンに戻つた。その航海士は、私に来るのが遅すぎる、君は直行しなければならないと言つた。それからその航海士は私を殴つた。彼は、手とロープで五、六分間私を殴り、さらに蹴つた。歯が三本折れた。わき腹と肩を傷つけられた。その後、私は訴えるために領事館にやつて来たのである。

三東、蒸氣船方圓丸の船員は、正しく通訳することを正式に宣誓した兵庫のヒューズ商会の買弁ア・リーを通じて正式に宣誓し、正しく通訳することを正式に宣誓した仲町一一五のラン・サンを通じて尋問を受け、主張する。一昨日方圓丸は大阪から来航した。昨日は風が強かつたので、船長は私に一方の錨をあげるように言つた。錨の鎖が日本のサンパンに置かれていた。そのサンパンが出ていこうとしたときに、風があまりにも強かつたので、サンパンが吹きもどされた。小さいロープを取つてすばやく桟橋にくくりつければ、サンパンを外へ出すことができると私は船長に言つた。我々はサンパンにロープを投げ入れたが、だれかが、小さい蒸氣船が出ていこうとしている、^{四〇}出ていくまで桟橋にロープをくくりつけておこうと叫んだ。私は、船頭に蒸氣船に戻るよう言つたが、私は日本語がわからなかつたし、船頭も私が言つていることがわからなかつた。もうひとりの船員が私に戻るよう叫んだので、私は早速サンバンに戻つた。その航海士は、私に来るのが遅すぎる、君は直行しなければならないと言つた。それからその航海士は私を殴つた。彼は、手とロープで五、六分間私を殴り、さらに蹴つた。歯が三本折れた。わき腹と肩を傷つけられた。その後、私は訴えるために領事館にやつて来たのである。

被告による反対尋問。あなたが一緒に来るようになつたことを私はわかつたが、日本人の船頭は、私が彼に戻れと言つた時に、私の言つてることがわからなかつた。あなたは、五、六分間私を殴つた。それから、あなたは私に働けと言つたが、私はここにやつて來た。

法廷に対し。その航海士が私を殴つた時に、私は、小さいサンパンにいた。その航海士が私に來るのが遅すぎると言つた時に、私は何も言わなかつた。私は、もう一艘のサンパンのロープをつかんだが、このサンパンには錨の鎖はなかつた。その航海士は、鎖のあるサンパンにいた。私は、航海士のいるサンパンに行つた。彼は行けと私に言つた。私は、航海士に対して一切手を出さなかつた。航海士が私からスリップロープをとりあげたときに、私は彼を笑かなかつた。

署名 三東

署名 J・ラン・サン
（通訳）

署名 初梅

阿成、蒸気船方円丸の船員は、通訳をすることを正式に宣誓したラン・サンを通じて正式に宣誓し陳述した。私は、鎖の中の鎖をつかんでいた。私は、航海士が告訴人に戻るよう呼んだのを聞いた。私は、告訴人が早く戻れと言うのを聞い

た。船頭は非常にゆっくりと行つた。告訴人は、中國語（寧波語）で船頭に話していた。私は鎖をつかんでいた。私は、航海士が告訴人を殴るのを見た。私は、告訴人が航海士の乗つていたボート——私が乗つていた同じボート——に乗り込んでくるのを見た。航海士は告訴人に來るように言つた。告訴人は手をあげなかつた。私は、航海士が告訴人の手からロープを取り上げるのを見た。彼らは同一のボートにいた。私は、告訴人が航海士をつくのは見なかつた。

署名 阿成

署名 J・ラン・サン

阿琳、蒸氣船方円丸の船員は、正しく翻訳することを正式に宣誓したラン・サンを通じて正式に宣誓し陳述した。私は、鎖があつたボートのうちの一艘に乗つていて。航海士の乗つていたボートではない。私は、航海士が告訴人に戻つてこいと叫ぶのを聞いた。彼は船頭に戻るようになつたが、船頭は彼の言つていることがわからなかつた。船頭は非常にゆっくりと行つた。私は、航海士が告訴人の手からロープを取るのは見なかつた。

被告による反対尋問。私は、告訴人が船頭に手をふつて戻るようになつた。彼が話すのは聞かなかつた。そ

料のボートは、こちらのボートより幾分はなれていた。あなたと彼とは、二つのボートの間にあるロープを引っ張った。彼がボートに乗り込んで来たときに、あなたは、彼に錨に結ばれているロープをつかむように言つた。その後、私は何事も見なかつた。

署名 阿淋
署名 J・ラン・サン

ジョン・スミス・マコール、蒸気船方円丸の船長。その朝風が強まつたので、私は、航海士に重い錨と鎖を一五尋引き出す

よう言つた。我々は三艘のサンパンを雇つたが、二艘は錨と鎖を運ぶためであり、一艘は綱を引っ張つて他の二艘を曳行するためであった。航海士は、告訴人に綱を日本のジャンクに持つていくように命じた。だが、告訴人が離れていくとする蒸気船に行くことにことさら固執したので、航海士は、取り出しつつあつた綱で告訴人を引き戻さねばならなかつた。航海士は自分自身も一緒になつて告訴人をサンパンに連れていき、別の人間を綱と共にボートに乗り込ませた。航海士は、出していく用意のできていた二艘のボートの間にある錨を支えていた綱の端を告訴人に渡した。告訴人はロープを離したので、航海士は、錨がすべり落ちないように綱をつかんだのである。告訴人は航

海士を殴ろうとした。航海士は、片手ですべり落ちるロープをつかみ、片手で防衛したのである。それから、別の人間がロープをつかんだので、航海士は告訴人を殴つたのである。そのあと私は、告訴人に甲板に来るよう命じ、別の仕事につけようとしたが、告訴人が拒否したので、身柄を拘束して海岸へ送つたのである。そのとき、我々は、キャンバーの非常に近くにいて、強風が吹いていた。強風の兆候が歴然としていた。

署名 J・S・マコール

判決

被告は暴行の事実を認め、自衛のために暴行を働いたと申し立てている。そのことは立証されなかつたが、被告が置かれていた状況と、彼が管理していた錨と鎖、さらには船それ自体が告訴人の拙劣さによつて相当危険な状態に置かれていたことを考慮するならば、私は、他の状況下で課した刑罰を私は課さない。私は、告訴人が故意に妨害したとは信じない。だが、確かに、告訴人は彼の行為が被告をいらいらさせることになつたと主張している。

私は、被告が、五ドルの罰金と、医療費として五ドルを告訴人に、さらに訴訟費用一一ドル五〇セントと通訳料二ドルとを請求

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英國領事館の印

Na 20 刑事 女王陛下の裁判所にて 兵庫

一八七一年九月一日日曜日

女王(元助の訴えにより)

対

アーサー・トリリスト・カズンズ (Arthur Trist Cossens)

被告アーサー・トリリスト・カズンズは、告訴人元助に暴行を
働いた廉で告発した當法廷によつて發行された令状のもとで連
行されている。

元助は、眞実を語るように正式に警告されてから陳述する。
(被告を指しながら) 私はこの人物を知つてゐる。彼は長い棒
を取つて私の手をたたいた。さらに、彼はござを取つて私の顔
を二回たたいた。

七日以内に前記金額一六〇ドルと訴訟費用五ドルとを支払うべ
しと命令する。

署名 元助

被告アーサー・トリリスト・カズンズとハーベート・トーマ
ス・ヘア (Hare) は、各自、上記 A・T・カズンズは一〇〇
ドルの、H・T・ヘアは五〇〇ドルの保証金を支払い、一八七
二年九月二日月曜日一〇時に告発に対し答弁するために出廷

判事

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

Na 59

(79) ジョセフ・ハドソン・マグレガー対ジョン・ヘンリー・ウェイグナル(=)

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年八月三〇日金曜日

ジョセフ・ハドソン・マグレガー(=) 原告は、七月三〇日付の八

月一〇日払いの約束手形について一六〇ドルを請求する。

ジョン・ヘンリー・ウェイグナル(=) について、被告は上記の請求を認諾し
たので、原告の申し立てにより、被告は原告に対しして本日より

七日以内に前記金額一六〇ドルと訴訟費用五ドルとを支払うべ
しと命令する。

被告アーサー・トリリスト・カズンズとハーベート・トーマ

ス・ヘア (Hare) は、各自、上記 A・T・カズンズは一〇〇

ドルの、H・T・ヘアは五〇〇ドルの保証金を支払い、一八七
二年九月二日月曜日一〇時に告発に対し答弁するために出廷

することを誓約する。

一一〇

料

署名 エイブル・J・C・ガワー

領事兼判事

(81) 女王対アーサー・トリリスト・カズンズ(一)

308

痛みを感じなかつたが、昨日、私は頭と目とが痛くなつた。私は、もう一艘のボートを離すために手を差し出したのである。というのは、当時波と風が強かつたので、二艘のボートが衝突したら両方とも破損したであらう。あなたは、ボートにあつた木片で私をたたいた。

No 20 刑事

307

署名 元助

女王陛下の裁判所、兵庫
一八七二年九月二日月曜日

女王(元助の訴えにより)

対

アーサー・トリリスト・カズンズ

元助は真実を語るように正式に警告された。私は被告を覚えてゐる。昨日午後四時頃、私は、私の乗つていたボートと郵便蒸気船の間にいたボートに乗つてゐる彼を見た。彼は杖を取つて、私の手をたたいた。そのとき、私は船べりに手を伸ばして休めていた。それから被告は、ござを取つてそれをまるめてから私の横面をたたいた。さらに二度ござでたたいた。その後は特に何も起きなかつた。

カズンズ氏による反対尋問。私は、そのとき忙がしかつたので、自發的に被告を告発したわけではない。なぐられた時には

昨日、私は、パシフィック・メイル汽船で横浜に向かおうとしていた代理公使に同行して領事と一緒に領事館のボートに乗つてゐた。領事館のボートが蒸気船のはしごに近づいた時に、私は、被告とヘア氏とが座乗しているボートに気づいた。彼らのボートは、領事館のボートと蒸気船の間にあつた。私は、被告が一枚のござで二回告訴人をたたくのを見た。告訴人は領事館のボートに乗つていた。暴行を正当化する挑発は船頭の側には一切なかつた。

被告による反対尋問。昨日四時半から五時の間に訴状は提出された。ござは約一フィート半平方であつたと思う。ガワー氏に対して。暴行のあと、そのように扱つた船頭がどこのものか知つているかと被告に聞くことによつて、私は、我

我的ポートに領事館旗が翻っている事実に彼が注意するようになつた。私が彼に話しかけた時に、彼は暴行を後悔しているようには見えなかつた。彼は何かを言って答えたと思うが、まつたくわからなかつた。

署名 H・S・ウィルキンソン

ハーバート・トーマス・ヘアは正式に宣誓して陳述する。私は、カズンズ氏が告発されている暴行の性格を知つてゐる。アメリカの郵便船に近づいたときに、我々は、蒸気船にあまりにも近づきすぎた、大波で危険なほどに近づいたのである。我々のポートには船頭がひとりだけで、昇降段に沿つて英國領事館ポートが到着したときに、領事館ポートの船頭は腕の長さだけ我々のポートから離れていた。米国郵便船に近づきすぎると明らかに恐れていたカズンズ氏は、我々のポートから離れるようにな船頭に身振りをした。船頭の側で思いとどまつたので、カズンズは船頭をござでたたいた。

法庭に対して。船頭が我々を危険にさらしたと私は思う。領事のポートが昇降段に最初についたが、我々は二、三ヤードで着くところであった。しかし現実にはあなたが最初に昇降段にさらされてゐるのであれば、英語で話しかけられうる人が領事のポートにいたと私は思う。そのことに手間どるのは誰であろうと自然であるとは私は考へなかつた。

署名 H・T・ヘア

ウイリアム・H・ハリスは正式に宣誓して陳述する。私が領事のポートをはじめて見たときには、ポートの船首は郵便船の正しい側の昇降段に近づいていた。私は、領事のポートを歩いつと近づいていた。私は、もう一艘のポートが領事のポートで横切り銀行の船に乗り込んだが、そのときにはそれが領事の船であるとは知らなかつた。土着のポートの船首が昇降段と蒸

汽船との間にあつたし、蒸気船の外輪がその時動いていたと私は信する。領事のボートは速度を出してもう一方のボートを出し抜いたに違ないが、確かに初めは適切な位置にいた。私は暴行行為を見なかつた。あなたのボートが領事のボートであると私が確認したのは、私がボートを歩いて横切つたあとである。そのときそこ（後の説明でその位置）にいたのが領事のボートであり、他には一艘もいなかつたのは確かだと思つてゐる。そのときあなたのボートを歩いて横切り、土着のボートがまちがつた側で昇降段の角にとりつき、あなたのボートは正しい側でとりついていたことは確かである。これは暴行のあとであつたに違いない。私がそうしたあとで、誰かが銀行の船に飛び乗つた。

被告による反対尋問。暴行の前には私はあなたの船を見なかつた。残念ながら私が土着のボートを初めて見たときには一人の船頭しかいなかつた。私が初めて土着のボートを見たときに外輪がまわつていたかどうかは十分に確信があるわけではない。私の信ずるかぎりでは外輪は動いていた。その時大変な乱鬪があつたし、各々の側では大波のためにボートにたどりつく

はまわりを見なかつた。三艘いたのは覚えているが、よくは覚えていないが多分一〇艘はいたかも知れない。

署名
W_m・ハリス

ハイラム・ショウ・ウィルキンソンは再尋問された。我々のボートの船首は、ちょうど昇降段と屋形船との間に行こうとしていた。その時、日本人のボートが、その船首が我々のボートの中央部あるいはその少し前に来るようやつてきた。我々が海岸から蒸気船まで約半分ぐらゐのところに来たときには、私は、蒸気船の外輪が動いていたのを見た。我々が前述の位置にいたときには、外輪が動いているのを私は見なかつた。しかしながら、外輪が動いていなかつたと確信をもつて言えるほどには私は注意深く見ていたわけではない。少し波があつたけれども、非常に危険であったとは私は思わない。その時、近くには三艘以上の船を見なかつた。すなわち、屋形船と領事のボートと日本人のボートである。私は、三艘以上はいなかつたと信じている。

被告による反対尋問。出発間際になると、パシフィック・メイル蒸気船に近づくことが常に一定程度危険を伴うと私は考えている。あなたのボートはそういうものではないが、あなたが我々よりも危険であったとは私は思はない。蒸気船がエンジン

を逆転させていたら、日本人のボートはもっと危なかったであろう。私は、バシフィック・メイルの蒸気船が前後にエンジンを動かす習慣であることを知っている。今日前述の船頭の行動は、万一の場合が想定されるもとでは日本人の船に対しては危険を増大させるよりも減少させることを意図していたのである。

署名 H・S・ウィルキンソン

カズンズ氏は陳述する。暴行が行われた時に、私は、それが領事のボートであるとは考えなかつた。昇降段に到着する直前に、領事のボートは突然急いで追い越そうとした。船頭の一人が我々のボートをつかみ、アメリカ郵便船の側に押したのである。その時大波があつて危険であると見たので、私は、その船頭に上記の我々のボートをはなすように合図したのである。船頭は気づかなかつたので、私は、彼をたたいてやめさせねばならないと思つた。彼がやめるまで二回たたかねばならなかつたが、彼を傷つけないように十分注意した。ウィルキンソン氏は、その時私が誰の使用人をたたいているのか気付いていたかと質問した。それから、彼は、私がもう一度彼から聞かなければならぬと言つた。私は、我々の置かれている位置が危険であると考えたので、我々自身を守るために船頭をたたいたので

ある。領事のボートが最初に暴行を働いたと私は思う。本訴訟は、船頭によつて自発的に提起されなかつた。私が暴行を働いたあとまでずっと、ウィルキンソン氏は、私が気づいていたかどうかとは私に尋ねなかつたし、旗を指さしもしなかつた。

署名 A・T・カズンズ

事実認定

当法廷は、上記の不当な暴行について被告が有罪であると判定する。同一の件につき犯罪者を正当に罰するにあたり、当法廷は、昨日の当法廷における被告の故意に侮辱的なふるまいを忘れることができない。それゆえ、当法廷は被告が罰金を選択することを許さないものである。

刑の宣告

それゆえ、私は、被告アーサー・トリリスト・カズンズに対し兵庫において四八時間の間拘禁することを宣告する。

署名 エイブル・J・C・ガワー

領事兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(8) ジョン・ウイリアム・ハート対エドワード・チャールズ・カービイ(一)

女王陛下の裁判所 兵庫
一八七二年九月二日月曜日
ジョン・ウィリアム・ハート(原告)

対

エドワード・ヘイズリット・ハントー

およびE・C・カービィ商会(被告)

初めに答弁の第二項、第三項を削除訂正して、被告エドワード・ヘイズリット・ハントーは、彼の名前が訴状から削除されるように申し出た。

エドワード・ヘイズリット・ハントーは正式に宣誓して陳述した。この部門での支配人として、また現在提出されている委任状を保持しているので、私は、E・C・カービィ商会のため、現在提出されている二つの書状の中で具体的に表現されている契約を結んだ。

(A)

一八六九年九月一〇日付のハート氏からハントー氏宛の手紙

(B)

一八六八年九月一九日付の委任状(C)

私は、自分の利益のために契約を結んだわけではない。當時、私は、自分自身の名前を手紙に署名するほどに原告と親密な関係にあった。当時もその前後においても、私がE・C・カービィ商会の共同経営者であったことはない。

署名 エドワード・ヘイズリット・ハントー

命令

同意により、前記訴状の問題において原告が前記被告エドワード・ヘイズリット・ハントーに対して有している請求を侵害することなく、被告エドワード・ヘイズリット・ハントーの名前が訴状から削除されるべしと命令する。本命令の費用三ドル五〇セントは前記被告によつて支払われるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

(それゆえ訴訟は以下のような審理となる)

ジョン・ウィリアム・ハート

(原告)

原告は、彼が利害関係を持つていると主張する一定の投機についての利益の計算書を被告が引き渡さねばならないと申し立てる。

E・C・カービィ商会として商売を営むエドワード・チャーチルズ・カービィ(被告)

被告は、原告が問題となっている投機に利害関係を持たないと主張する。

原告は本人が出廷し、被告は、代理人エドワード・ヘイズリット・ハンターが出廷した。

原告は以下の書証を提出する。

一八六九年九月一〇日付のハート氏からハンター氏宛の手紙 (A)

一八六九年九月一〇日付のハート氏からハート氏宛の手紙 (B)

一八七〇年二月一九日のJ・W・ハートとボード商会との間の契約書 (C)

一八七〇年二月一九日の明細書 (D)

一八七一年二月一一日のE・C・カービィ商会とW・K・ボード商会との合意文書 (E)

一八七一年二月一一日の明細書 (F)

一八七一年五月六日の合意文書 (G)

一八七一年五月二八日の合意文書 (H)

ウイリアム・カーボード、兵庫神戸の造船業者は正式

に宣誓して陳述した。私は、あなたのため蒸気船建造しました。それは、あなたのために私が建造した蒸気船の製図 (J)

であり法廷に提出されている。その製図は、私が建造した一番目の蒸気船と似ている。二番目の蒸気船ということによつて、私は、E・C・カービィ商会のために建造したものと意味している。二隻の蒸気船の間の唯一の相違は、二番目の蒸気船の船長が多いということである。二つの契約では、二隻の蒸気船は同じ長さになるところであったが、二番目の蒸気船の長さを余分に多くすることは、私がその建造を開始したあとに決定された。二番目の蒸気船の契約では、私は、製図を受け取ることになつていたが、ハンター氏は製図を私に持つてこなかつた。二番目の蒸気船の建造においては、私は、最初の蒸気船のためにあなたから私に渡されたいくつかの詳細な製図を使用した。最初の蒸気船のためにあなたが作成したすべての型は、二番目の蒸気船のために私によつて使用された。あなたは、私に、誰のために二番目の蒸気船が計画されたのか教えてほしいと言つた。私は、言わぬよう必要と要請されているという理由であなたに言うことを拒否した。このことは、私が建造を開始したすぐあとのことであつた。あなたに教えないようにと私に依頼したのはハンター氏であつた。私は、二番目の蒸気船の船体の長さを追加する分について支払いを受けた。

被告による反対尋問。私は、あなたの依頼で蒸気船の型を、

リード (Read) 氏が線を書き取るために作成した。リード氏

は、中央通りの裏の街に住んでいた。彼は、型から線を書き取りうとした。彼は、紙に不正確な線を引いた。私は、そのこと

にあなたが注意するようにしたので、船の一部を長くする上で

線が変更された。船の一部は、機械装置の都合で変更されたの

である。二番目の船の機械は、最初の蒸気船とは別種のものであつた。二番目の蒸気船の機械装置の製図は、私が型を作つた

時に届いた。あなたは、私に機械装置の製図を渡した。私はドレイク (Drake) 氏によつて作製された小蒸気ランチの製図を

あなたから受け取つたことを覚えている。私は、他のいかなる船体の製図もあなたから受け取つた記憶はない。その蒸気ランチの他のいかなる製図もあなたから受け取つた覚えはない。二隻の蒸気ランチの間の相違は、竜骨が約一五フィート違うことである。私は、建造のどの段階で長さの追加があつたか記憶していない。私が自分自身のために蒸気船を建造している場合に

は、製図を持つてゐるかどうかは気にしないと私は言つた。あなたは、最初の船と同一の船がほしいと私に言つた。二番目の蒸気船の線は、長さを多くした以外は最初のものと同一である。私は、狭すぎると考えられ、小麦粉樽のようになる製図をあなたと一緒に見た覚えはない。我々が製図を決めることがで

きないのであれば、他の製図を得るために上海に使いをやると、拡張が決定されたあとにあなたが言つたということを私は思い出せない。

法廷に対して。私は、最初の蒸気船の製図を使つてること

署名 W_m K・ボード

ウイリアム・ウォーバートン、兵庫のプラウン商会の使用人は正式に宣誓し陳述した。私は、この図面を以前見た（証拠J）。私は、この蒸気船にマストと索具と帆を取り付けるためにハンター氏に雇われた。これは最初の蒸気船であった。私はカービィ氏に雇われていたが、二番目の蒸気船のマストと索具と帆の設置を監督した。二つの蒸気船のマストと索具と帆とは類似している。私は、最初の蒸気船の帆とマストと索具の詳細な図面を受け取つた。図面は作業のために必要であつたし役に立つた。二番目の蒸気船については、図面と特別な指示とを欠いてマストと帆を製作することは困難であつたろう。私は、二番目の蒸気船用の帆を作つていた当事者に教えた。私は、彼らに最初の蒸気船の寸法を示した。私は、二番目の蒸気船の帆と索具とマストを製作するために最初の蒸気船の製図を使用した。

私が気がついているかぎりでは、ハンター氏は、私が図面を使つてていることを知らなかつたのである。ハンター氏は、私に二

番目の船の索具の世話をするようになつた。彼は、最初の船と同じように二番目の船に索具を装備するようになつた。私は、

両方の船が浮かんでいるのを見た。船体は同じように見えた。

二隻の船は同一の索具でもあつた。二番目の船の場合、ハリケーン甲板は右の船尾に来た。ハンター氏は、事態をあなたには秘密にしておくようにとは私に一切指示しなかつた。

被告による反対尋問。私は、ハート氏が最初の船の帆と索具の図面を作成したと考えていた。私の知る限り、あなたは、私が二番目の船に索具を装備するために最初の蒸気船の図面を使用していたことに気がついていなかつた。私は船長である。そ

のようなものとして、私は、図面によってどのような船にも索具を装備することができる。私は、別の図面からでもそうすることができるし、また私自身図面を引くことができる。

会の店であった。

法廷に対して。最初の蒸気船については、私は、格別の支払いを受けた。二番目の船については、特別なものは一切受け取つていない。というのは、私は、月給制でカービィ商会に雇わ

れていたからである。

署名 W・ウォーバートン

審問は、一八七二年九月三日火曜日まで延期された。

一八七二年九月三日火曜日

審問が再開され、両当事者は前日の通り出廷している。

原告のための陳述は終了した。

エドワード・ヘイズリット・ハンターは正式に宣誓して陳述した。私は、一八七一年九月一五日付の原告と被告の間の仲裁証書（証拠K）と、さらに一八七一年一月九日付の仲裁人の裁定（証拠L）とを提出する。

「これらの文書が認められ、仲裁合意が裁判所命令とされることについてもまた認められた。」

九月一八日付の原告からの同じ日付の手紙に対する返答の手紙は、E・C・カービィ商会の代理として私が署名したものである。原告が利益を要求している二番目の蒸気船——タマヨシ丸と命名された——は、原告によつて管理も監督も決してされなかつた。彼は、船体あるいは機械装置の図面を一枚も書かなかつたし、蒸気船の建造に関して一切相談を受けなかつた。蒸気船の建造のために、彼は、金銭面の工夫では一切貢献しなかつた。カービィ商会が蒸気船を建造することを決定した後に、

最初になされたことは、計画されたボートのモデルを作らせる
ことであった。このことは、紙面でリード氏によって引き受けられ、イギリスに送付された。イギリスからボート建造用の図面を受け取るまで、蒸気船の建造は開始されなかつた。一八七

四〇

〇年九月一三日に、図面がイギリスに転送されたので、一八七年二月頃まで船の建造は開始されなかつた。このボートの建造中、私は、最初の蒸気船の建造中に使用された図面に頼ることも、それを使用することもなかつたし、私の承知の上で使用されたわけでもない。二番目のボートは、竜骨が最初のものより一六フィート長かつた。ボートのエンジンは、最初のものよりも少なくとも二倍の馬力であつた。エンジンは構造上異なつていたし、あらゆる点でもっと大きく、もつと力強かつた。ボートと細部もまた異なつていた。誰のためにボートを建造しているかについて、私は、誰にも秘密にしろと言つたことはない。

私が建造者に依頼したことは、原告あるいは日本人の誰にも、カービィ商会のためにボートを建造しているということを教えるなどということであつた。これは、商売上通例のことである。我々は、ボード商会に蒸気船建造のための図面を与えた。私は、以下の手紙を提出する。

一八七一年一一月二日付のハート氏よりカービィ商会宛

(M)

一八七二年四月二〇日付のハート氏よりハンター氏宛 (N)

同右同封物 (M) のコピー・プレスによる写し)(O)

一八七二年五月六日付のハンター氏よりハート氏宛 (P)

原告による反対尋問。私は、船舶建造の訓練を受けたことがない。私が建造に關係した最初の蒸気船は、最初の蒸気船として証言で言及されている蒸気船、舞鶴であつた。二番目の蒸気船に従事したのは、最初のものから約一年後のことであつた。舞鶴にかかる以前に、私は、船舶建造の實際的体験がなかつた。私は、二番目の蒸気船の設計明細書を自分で書いた。船長が違うことによつて、二艘の蒸気船の設計明細書には相違がある。このことは、そうするようにイギリスの我々の技師によつて忠告されたのである。私は、必要とされる長さと速度を示して二番目の蒸気船のエンジンを発注し、エンジンとボイラーの型を選択することを本国の代理人に託したのである。私は、一八七〇年九月一日にエンジンを注文した。私は、二番目の蒸気船の設計明細書を作成するためにあなたの設計明細書は決して使用しなかつた。私は、ボード商会から受け取った設計明細書を使用した。提出されている設計明細書(証拠D)は、私が写し取ったものではない。その設計明細書は、私が使用した写し

四二

であったかもしれないが。これは私が使用したものである。

D の写し (Q)

二番目の蒸気船の契約を作成に際し、私が現在提出されている契約の写し

E の写し (R)

を使用したことを私は認める。その写しの下欄に原告の名前があるとはい、私は、それが原告の所有物であるとは考えなかつた。どれくらい以前に、被告とボーデ商会との間の契約が署名されたか私は思い出せない。私がその件についてボーデに話しかけた。ボーデが仕事を開始した時に、私は、日本人の船主の名前を彼に言つたが、あなたには言うなと言つたのである。私は、ある日本人のための蒸気船の建造を開始した。契約（証拠H）が五月の日付となつてゐる理由は、それが当該日本人の要請によつて変更されたということである。二番目の蒸気船の日本人の購入者との契約（証拠H）作成に際し、最初の蒸気船の日本人の購入者との契約（証拠G）を使用した覚えは私にはないが、そうすることは可能なことである。二番目の蒸気船の契約において、私は、最初の蒸気船の写真設計図あるいはスケッチをその日本人には決して渡さなかつた。二番目の蒸気船についての日本人との契約において言及されている船室の設計図

は全く作成されなかつた。当該日本人が希望する通り配置することができるよう手配された。二番目の蒸気船の日本人購入者は、最初の蒸気船を見たに違ひない。被告が雇つている者の中で、彼に船を見せたものは一切なかつたことを私は知つている。日本人は、建造に際し最初の蒸気船の大きさと型の蒸気船を求めた。申し合わせは、二番目の船が最初の蒸気船とほぼ同じものになるということであつた。当該日本人と私とが、どのような変更が賢明であるかということについて合意すべきであるということが了解されていた。最初の船は、二番目の船の契約が締結された時には完成していなかつた。竜骨が据えられたあとで、船長を変えることが計画されたのである。私がリード氏を雇つた時に、彼はあなたを解雇したのである。最初の蒸気船の建造が開始された後に、私は、機械の書類についてあなたに問い合わせたと信じてゐる。その他の点についてもあなたに問い合わせたであろう。私は、これらの口頭による相談についてカービィ商会に一切請求書を提出しなかつた。口頭の相談から商売は生じなかつた。私は取引を期待してゐた。それから私は、私は、九月一〇日の手紙に書かれてある取り決めによつてあなたに助言を求めた。まず、最初の蒸気船の速度が、さらに機械装備が不十分であることがわかつたので、今では、同じよ

うにあなたに自由に相談できるとは私は考えていない。そのことを私が発見してからは、私は、どのようなことでもあなたとは相談しなかった。私は、一八七一年一一月二一日のあなたの手紙（証拠M）を受け取った。私は、返事が要求されているとは考えなかったので、その手紙の返事を書かなかつた。四月二〇日のあなたの手紙（N）に対する返事として私が書いた五月六日の手紙（P）で、私は、私の意図を説明した。私がボーデ商会から借用した契約と設計明細書との写しはボーデ商会の所有物であると私は考えていた。一八七一年五月二日付の現在提出されている手紙（S）が書かれた時には、蒸気船は引き渡されてはいなかつた。現在提出されている一八七〇年一〇月八日の私の覚え書きは、私があなたから受け取った図面に言及している。それらの図面のうちのひとつは、何も生ずることがなかつた川蒸気船の図面であつた。私は、一八六九年九月一〇日の手紙の日付より後に、それを受け取つた。

署名 エドワード・ヘイズリット・ハンター

ウイリアム・クックソン・ブラックバーン、吉祥丸の機関士

は、正式に宣誓して陳述した。ある程度、私は、舞鶴にエンジンを搬入することを手伝つた。私が仕事についた時には、ボートは建造中であった。私は、船尾チューイングの設置の作業の初め

に手伝つたが、それらが完成する前に別の作業に行くように求められた。ボートが進水してから、私はボートに戻つた。私は、玉吉丸にエンジンとボイラーとを設置した。一八七一年八月七日から、エンジンとボイラーとが設置されつつあつた間中、私はその仕事に携わっていた。（私がエンジンの試運転をした時に）最初の蒸気船の作業を停止してから、二番目の蒸気船の作業を開始するまで、約四カ月間あつた。三カ月半であつたに違ひない。ボイラーとエンジンとが違つていて、速度の違いは、二番目の蒸気船の方が二ノット速かつた。二番目の蒸気船にエンジンを設置した時に、私は、本国から図面を供給された。約二ヵ月前に、私は、図面をボードの家で見た。二枚の複写があつたが、ひとつは船の船尾チューイングと輪郭との複写であり、もうひとつは異なる正面図を持つた船尾チューイングと輪郭の複写であつた。

原告による反対尋問。私が最初のボートに機械装備を設置することに携わっていた時に、私はウイグナル氏に雇われていたのであって、彼の指図に従つて動いていた。正面図の図面は船の正面図を示し、エンジンが船にどのように設置されるかを示していた。私が言及する図面は、エンジンとボイラーとを設置することにおいて使用されているのを私がよく見てきたものと

同一の等級の複写であつた。

署名 W_m C・ラックバーン

エドワード・ハイズリット・ハンターが再喚問され、法廷に對して陳述した。以下の手紙はすべて最初の蒸気船に関連するものである。

一八七一年三月二一日付のハンター氏よりハート氏宛 (U)

一八七一年三月二一日付のハート氏よりハンター氏宛 (W)

一八七一年四月一四日付のハンター氏よりハート氏宛 (X)

エンジンの図面がカービィ商会宛に発送されたので、私は、ハート氏に最初の蒸気船のエンジンの図面を求めたのである。それらの図面は、エンジンを建造した技師から送付されてきた。図面は、カービィ商会の代理人を通じて送付されたのである。エンジンは、ハート氏が与えた指示にもとづき、カービィ

商会によつて発注された。私は、設計図がカービィ商会の所有物であると考えた。一八七一年九月一五日の仲裁合意においては、二番目の蒸気船の問題は、仲裁人には持ち出されなかつた。私は、設計図を転送した手紙を提出する。

一八七〇年一一月二五日付のジョンソン氏からハンター氏宛

(Y)

私は、他の設計図を受け取つたが、それらを転送した手紙を

手にすることはできない。私は三枚の設計図を受け取つたが、そのうちの一枚は、他の者の修正図面であつた。

署名 エドワード・ハイズリット・ハンター

J・W・ハートは法廷に對して陳述した。エンジンを設置するためには技師によつて使用された設計図は、船の建造のために造船業者によつて使用された設計図とは全く異なるものである。

署名 J・W・ハート

判決のため、法廷は、一八七二年九月四日水曜日午後二時まで延期された。

一八七二年九月四日水曜日に、当事者双方が從来通り出廷し、以下のように判決が朗読された。

判決

本件訴訟において、原告は、原告と被告との間で締結され、原告と被告とが共同で携わる蒸気船およびその他の機械の仕事については、原告と被告とが平等に損失と利益を分けあうべきであることと、原告が図面を供給すべきであるが、これについては仕事が成立しない場合には原告は報酬を受け取らないが、成立した場合には仕事の経費の5%の報酬を受け取ることになることとが合意された一八六九年九月一〇日付の二通の手紙に

よつて証明される、契約の範囲内で生じる。被告によつて建造・売却された蒸気船の建造と売却とに伴う利益に利害関係があると主張する。被告は、第一に、問題が仲裁への付託と仲裁裁定とによつて解決済みであり、第二に、原告が本訴訟の訴訟物に利害関係を一切もたないと答弁した。

今や、仲裁の答弁と裁判とに関しては、本訴訟の訴訟物が付託あるいは裁定のいずれの時点においても争われなかつたし、仲裁人に付託されなかつたことは明らかである。この抗弁においては、被告は失敗した。

原告が請求する利益を原告が受け取る権利を子えられているかどうかという問題については、当事者双方の間で締結された共同経営の性質を考察しなければならない。両当事者が共同して関係した利益の分配に関する条件は、二通の手紙に明記されている。その他の点では、共同経営の性質は、両当事者の関係から推測されねばならない。言及された二通の手紙が書かれた時に、原告と被告とが、蒸気船を建造し、手紙で明記された方法で利益を分配することに合意したことは明らかである。蒸気船は、日本人の購入者と締結した契約を遂行して、被告による注文によつて建造された。原告が図面を提供した。蒸気船は、その図面に従つて建造され、最後に、日本人購入者に引き渡さ

れ——一八七一年五月頃であつたと思われる——、原告と被告との間の勘定は、最終的に契約に従つて調整されたと思われる。さらに、被告がその後取引のために異なる種類の図面を原告に申し込んだが、交渉の結果取引が成立しなかつたので、原告が図面の報酬を受け取らず、その理由は、このことが契約に合致していたことであるということは明らかである。問題の蒸気船に関しては、最初の蒸気船が建造中に被告——陳述にあるように最初の蒸気船の日本人購入者と契約した当事者である——は、最初の蒸気船と同じ種類の、同じ寸法のもう一艘の蒸気船を建造することを希望するもう一人の日本人に申し込まれたのである。被告はそのような蒸気船を建造することに同意した。彼が同意した日付の直接的な証拠はないが、彼がとつた行動から一八七〇年九月頃であつたようと思われる。提出された合意の覚え書きは一八七一年五月二八日の日付であるが、被告は、理由として、購入者の要請により日付がその後変更されたことをあげた。しかしながら、その覚え書きで明記された寸法は、最初の蒸気船の契約で明記された寸法とあらゆる点で一致している。それから、一八七一年二月一日の日付のある造船業者との契約が成立する。明らかに、これは、最初の蒸気船と同一の造船業者と原告が締結した契約から複写されたものであ

る。添付された設計明細書もまた、最初の蒸気船のために専門家として原告により作成された設計明細書から複写されたのである。造船業者は、最初の蒸気船のための原告の図面から作成されたすべての型を二番目の蒸気船の建造のために使用したと陳述している。二番目の蒸気船を艤装した人物は、最初の蒸気船の艤装用に原告によって与えられた詳細な設計図を艤装のために彼もまた使用したと陳述している。このことにもかかわらず、被告は、蒸気船建造のために原告が技能上有るいは作業上一切貢献しなかったと主張する。設計明細書については、被告は、原告の設計明細書の原本からではなくて、造船業者の所有物であった、その使用が被告をして原告に対するなんらかの債務を負わしめないと被告が主張する造船業者提供の写しから複写したものであると主張している。その写しは提出されており、完全な写しであると思われ、原告の名前がある。さらに、それを使用するにあたって、被告は、その写しが最初の蒸気船の建造のために原告が供給したものとの写しであるということを知っていたのである。今や、建造者が一定の目的のために彼に供給された設計図と設計明細書において取得する財産がどのようなものであろうとも、共同経営の目的のために、パートナーとして原告が供給したことを被告が承知している設計明細書

630

を使用し、被告が設計明細書を適用した目的にとって、被告が原告から技能あるいは労働上の寄与を一切受けていないと主張することは、浅薄な逃げ口上によって被告がなすべきことではない。被告の代理人は、最初の蒸気船の図面が彼の知っている限り、あるいは彼の認可によつては使用されなかつたと陳述している。しかし、設計明細書についての彼の陳述と結びつけてこの陳述を解すると、私は、それらが暗黙の了解のもとに使用されたと私は信ずる。被告は、建造者がそれらの設計明細書を使用することを知つており、またそうするよう意図していたと私は信している。被告は船舶建造の目的のためには他の設計図は一切供給しなかつた。というのは、被告は造船業者に設計図を与えたと陳述するけれども、エンジン組み立て工の証言と設計図が与えられた状況とから、私は、その設計図が造船業者の目的には不適切であつて、エンジンとボイラーとを設置する目的のためにのみ使用されたと私は確信しているからである。全くこのことが生じた時には、言及されている契約がなお効力を有していたと私は認定し、それゆえ、原告には本訴訟の訴訟物に共同の利害関係を有する権利があると私は考えるものである。

631

それゆえ、上述の投機の利益が評価されるべきであり、この

料

目的のために当事者全員が本月七日土曜日午前一〇時に当法廷に出廷すべしと命令する。

仕事の費用——エンジンの費用を除く——の五パーセントが利益から控除され、被告により原告に支払われるべしと命令する。

残存している利益の残額の半分が被告により原告に對して支払われるべしと命令する。

確定される訴訟費用は被告が支払うべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

判事
女王陛下の副領事にして領事代理兼

兵庫大阪英國領事館の印

(後記) 本稿は、一九八九年度大阪経済法科大学研究補助金助成による研究成果の一部である。